

## 委 託 契 約 書 （総価契約） （案）

委 託 業 務 名	鈴峰園保育園仮園舎借上げ業務
履 行 場 所	鈴峰園保育園（広島市佐伯区五日市中央四丁目15-11）
委 託 期 間	契約締結日から令和8年12月31日まで
委 託 契 約 金 額	円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円）
支 払 方 法 等	鈴峰園保育園仮園舎賃貸借契約約款（長期継続契約用）のとおり。
契 約 保 証 金	要
そ の 他 の 契 約 事 項	鈴峰園保育園仮園舎賃貸借契約約款（長期継続契約用）のとおり。
特 約 条 項	個人情報取扱特記事項
適 用 除 外 事 項	なし
管 轄 裁 判 所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の賃貸借契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

発注者 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市  
代表者 広島市長 松井 一實

受注者

(別 表)

品名・規格等	支払金額	請 求	支払期限
設置費相当分	()	賃貸借契約約款第5条第1項の検査終了後	請求を受けた日から起算して30日以内
R6年度 賃貸借料	()	R6年度 借入期間満了後	請求を受けた日から起算して30日以内
R7年度 賃貸借料	()	R7年度 借入期間満了後	請求を受けた日から起算して30日以内
R8年度 賃貸借料	()	R8年度 借入期間満了後	請求を受けた日から起算して30日以内
撤去費相当分	()	賃貸借契約約款第5条第3項の検査終了後	請求を受けた日から起算して30日以内

支払金額下段（ ）内は、支払金額のうち取引に係る消費税及び地方消費税相当額を示す。